

一般社団法人日本血液製剤協会 コード・オブ・プラクティス

平成26年7月11日施行

[序文]

一般社団法人日本血液製剤協会（以下、「血協」という）会員会社（以下「会員会社」という。）は、革新的で有用性が高くより安全な医薬品の開発を通じて、わが国のみならず世界の人々の健康と福祉の向上に貢献することを使命としている。このため、会員会社は適切な産学連携のもと、研究者、医療関係者、患者団体等と相互の信頼関係を構築し、倫理的で患者の立場に立った最適な医療が行われるように努めることが求められている。

かつ、「血液製剤が人体から採取された血液を原料とする有限かつ貴重なものである事を十分に自覚し、生命関連企業としてより高い倫理観を持ち、法令が求める社会的要請はもとより法令遵守を超えた自らの社会的な責任を認識し企業活動に取り組む」という認識に立って行動しなければならない。

血協はこの観点を踏まえ「企業倫理綱領」（平成23年血協制定）の基本理念の実践が会員会社の社会的責務であり、また、そのことが医薬品産業の尊厳性を高めるという認識に立って、会員会社は「医療用医薬品プロモーションコード」を制定した。

さらに、利益相反問題も含め、製薬企業から医療関係者、医療機関等への金銭支払い等について情報公開を行い適切な説明責任を果たすため、平成24年2月「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」（以下、「透明性ガイドライン」という）を策定した。会員会社はこのガイドラインに基づく自社の指針により、医療関係者、医療機関等の同意のもと、2014年度から情報公開することとしている。同じく患者団体との関係についても2014年度中に「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」（以下、「患者団体透明性ガイドライン」という）を策定し、2016年度から情報公開することとしている。

このように血協として、会員会社がより高い倫理性、透明性を確保し、製薬産業全体の信頼を高めることに努めてきたところであるが、2012年3月にIFPMAは従来の「IFPMA 医薬品マーケティングコード」に代えて、マーケティング活動だけでなく、医療関係者、医療機関、患者団体との交流、および医薬品のプロモーションを対象とした「IFPMA コード・オブ・プラクティス」（以下、「IFPMA コード」という）を発表した。血協としてもこのIFPMA コードの改定の趣旨に沿って、これまでの「医療用医薬品プロモーションコード」をさらに発展させ、会員会社のすべての役員・従業員と、研究者、医療関係者、患者団体等との交流を対象とした「血協コード・オブ・プラクティス」（以下、「血協コード」という）を平成26年7月に策定し、実施することとした。

会員会社はその活動においては常に高い倫理性と透明性を確保し、研究者、医療関係者、患者団体等との交流に対する説明責任を果たし、社会の信頼に堪えていかなければならない。従って会員会社は血協コードに基づき、さらに具体化、或いは独自の項目を加えた「自社コード」を策定し、自社の行動規範とすることが必要である。なお、その行動にあたっては、血協コードにおける具体的な記載の有無にかかわらず、血協コードの趣旨に則った行動であるかどうかを常に判断の基準とすべきである。

第一編 コード・オブ・プラクティス

第1章. 製薬企業としての基本的責務

会員会社は、生命関連産業として公的医療保険制度のもとでその企業活動が行われていることに鑑み、以下の理念を遵守する基本的責務がある。

(理念)

- 企業活動にあたっては、患者の健康と生命に貢献することを判断の最優先の基準とする。
- 企業活動にあたっては、薬事法等関連法規はもとより、「血協倫理綱領」等の自主規範を遵守し、高い倫理性を保った行動を行う。
- 企業活動にあたっては、「透明性ガイドライン」および「患者団体透明性ガイドライン」に基づく自社指針のもと、透明性を保ち、社会に対する説明責任を適切に果たす。
- 医学・薬学の進歩、ライフサイエンスの発展に貢献し、適切な産学連携を推進するため、研究者、医療関係者、患者団体等との信頼関係を構築するとともに、不適切な影響を及ぼす恐れのある活動を行わない。

第2章. 経営トップの責務

会員会社のトップは、生命関連企業としての社会からの負託に応えるため経営トップとしての自覚と責任を持ち次の事項を実行する。

- 前章の「製薬企業としての基本的責務」が自らの役割であることを自覚し、血協コードで定める事項を率先垂範の上、すべての役員・従業員の行動もトップの責任としてとらえ、関係者への周知徹底と社内体制の整備を行う。
- 血協コードの精神に反するような事態が発生したときは、自らの責任において問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努める。
- 医療用医薬品以外の担当部門においても血協コードの精神を尊重して企業活動を行なう。
- 国内における子会社（50%を超える株式または持分を保有）についても血協コードを遵守させる。
- 会員会社は、血協コードを遵守することにつき国内外を問わず医薬品の製造・販売を行う親会社、提携会社、子会社等に対して表明し理解を求める。

第3章. 企業活動の原則

会員会社は、医療関係者・医療機関等に対するプロモーション活動のみならず、それ以外の企業活動についても、すべての役員・従業員に対する自社コードを具体的に規定し、遵守する。特に金銭類の提供、物品の提供、飲食提供等については、医療用医薬品製造販売業公正競争規約（以下「公正競争規約」という。）の規定およびIFPMA コードも尊重して対処する。

また、血協コードに具体的な記載がない場合であっても、血協コードの趣旨に沿った判断をする。

なお、大規模災害等の非常時においては、人命の尊重を第一として柔軟な対応をとる必要がある。

1. 試験・研究活動

非臨床試験活動、臨床研究・疫学研究活動、臨床試験（治験、製造販売後臨床試験）活動およびその他の試験・研究活動は、それぞれの段階において、国の定める基準、倫理指針等に準拠した高い倫理性、正当な科学目的を有したものでなければならない。また、これらの試験・研究の実施に際して派生する研究開発費、学術研究助成費等については「透明性ガイドライン」の情報公開の対象であり、適切な説明責任を果たす。また、臨床試験情報に係る透明性の確保については、血協、IFPMA、EFPIA（欧州製薬団体連合会）およびPhRMA（米国研究製薬工業協会）の共同指針である「臨床試験登録簿及びデータベースを介した臨床試験情報の開示に関する共同指針（2009年）」および「臨床試験結果の医学雑誌における論文公表に関する共同指針（2010年）」に則り、臨床試験情報を開示していく。

なお、医薬品による副作用被害を可能な限り減少させるため、より安全で有効な医薬品を開発するとともに、開発に必要な実験動物に対しても動物愛護の観点からの適切な自主管理を行う等研究開発体制のより一層の整備を進める。

2. 情報発信活動

プロモーションを目的としての医療関係者・医療機関等への情報提供活動は第二編の適用を受ける。また、一般人に対する医療用医薬品の広告については薬事法および医薬品等適正広告基準で制限されている。従って、会員会社はプロモーションを目的としない情報発信活動についても企業の営利目的による不適切なプロモーション活動とならないよう、たとえばプレスリリース、一般国民向けや患者向けの疾患啓発活動、投資家への情報提供等の情報発信活動の場合であっても、医療用医薬品の一般人に対する広告活動、未承認医薬品や適応外使用をすすめる広告と疑われることのないよう企画段階から内容の精査を行う等の対応が必要である。

なお、いわゆるソーシャル・メディア等を使用したデジタル・コミュニケーションの利用については、会員会社はその内容に関する一切の責任を負うとともに、関係する子会社、親会社、提携会社、企画会社、代理店、社員等とともに血協コードの遵守を確認してから実施する。その際、特に以下の点に留意する。

- ① 薬事法、医薬品等適正広告基準の広告規制および第二編の規定を遵守する。
- ② 会員会社がソーシャル・メディア等を企画・支援した場合は、当該会社が責任を持って第三者による投稿内容までを含めた掲載内容の適切性について確認し、承認外の使用、他社品の中傷・誹謗等の不適切な情報や有害事象に関する情報が掲載された場合には、当該会社の責任のもと適切な対応をとる。
- ③ 会員会社が発信する情報は、自社内の適切な部門の精査を経たもののみとする。
- ④ 会員会社がスポンサーをしている場合は、会社名を明示する。

3. 患者団体との協働

会員会社は患者団体とのあらゆる協働において、高い倫理観を持ち、患者団体の独立性を尊重する。また、患者団体との協働の目的と内容について十分に相互理解するよう努める。このため、患者団体と協働している会員会社は、「患者団体との協働に関するガイドライン」に基づき自社の指針を定める。

会員会社が患者団体に提供している金銭的支援等については、その活動が患者団体の活動・発展に寄与していることについて広く理解を得るため、会員会社が関与している事実を明らかにし、その目的・内容等を書面により合意し、記録を残す等透明性を確保する。このため、患者団体に金銭的支援等を行っている会員会社は、「患者団体透明性ガイドライン」に基づき自社の指針を定める。

4. 卸売業者との関係

製薬企業と卸売業者との関係は、独占禁止法等の関連法規および業界自主規範を遵守した公正な取引関係でなければならない。また、公的医療保険制度下の取引であることを考慮し、他産業以上に高い倫理性、透明性が確保された関係であることが求められていることから、会員会社は、卸売業者に対して金銭類、物品、飲食等を提供する場合や、これらの提供を受ける場合について、自ら基準を策定し遵守する。

5. 国外における活動

会員会社は、国外で活動する場合であっても血協コードを尊重するとともに、当該国に製薬団体のコードがある場合にはそのコードを、かかるコードがない場合にはIFPMA コードを遵守する。

第4章. 医療関係者・医療機関等に対するプロモーション活動

医療関係者・医療機関等に対するプロモーション活動は「第二編 医療用医薬品プロモーションコード」の規定を遵守する。また前章の活動であってもプロモーション活動とみなされる場合には第二編の規定が適用される。なお、卸売業者を介した医療関係者・医療機関等に対するプロモーション活動も、第二編の規定が適用される。

第二編 医療用医薬品プロモーションコード

【序言】

「血液製剤が人体から採取された血液を原料とする有限かつ貴重なものである事を十分に自覚し、生命関連企業としてより高い倫理観を持ち、法令が求める社会的要請はもとより法令遵守を超えた自らの社会的な責任を認識し企業活動に取り組む」という血協「企業倫理綱領」（平成23年血協制定）の基本理念の実践が会員会社の社会的責務であり、また、その事が医薬品産業の尊厳性を高めるという認識に立って、会員会社は「医療用医薬品プロモーションコード」（以下「本コード」という。）を制定した。

いうまでもなく製薬企業は、医薬品の製造販売に携わる者として、より高い倫理的自覚のもとに薬事法・独禁法等の関係法規と医療用医薬品製造販売業公正競争規約（以下「公正競争規約」という。）等の自主規範を遵守し、医薬情報を適切な手段での確かつ迅速に提供・収集・伝達する責務があり、医薬品の適正使用を歪めるおそれのある行為は厳にこれを慎まなければならない。

本コードは、このような観点から製薬企業が医療用医薬品（以下「医薬品」という。）のプロモーションを実施する際当然遵守すべき行動基準を明示し、会員会社が本コードに則ったプロモーションを行うことを目的に策定したものである。従って、プロモーションにおける違法行為や関係自主規範の違反行為は、たとえ本コードに具体的な記載がなくても本コードに反するものとみなされる。

会員会社は本コードを更に具体化、或いは独自の項目を加えた「自社コード」を策定し、自社のプロモーションにおける行動基準とすることが望まれる。

なお、本コードは関係法規やプロモーションの変化に応じて改定していく。

I. プロモーションコード

1. 会員会社の責務

会員会社は医薬情報担当者の行動を含め、自社のプロモーションに関する一切の責任を有するものであり、この認識のもとに適正なプロモーションを行う社内体制を確立する。

なお、会員会社は、国内における子会社(50%を超える株式を保有)についても本コードを遵守させる。

また、会員会社は、国内において会員会社の医薬品の販売・プロモーションを行う親会社や提携会社等に対しても、本コードを遵守するよう要請する。

- (1) 適切な者を医薬情報担当者に任ずるとともに、継続してその教育研修に努める。
- (2) 医薬情報担当者の非倫理的行為を誘発するような評価・報酬体系はとらない。
- (3) 効能・効果、用法・用量等の情報は、医薬品としての承認を受けた範囲内のもので、科学的根拠が明らかな最新のデータに基づくものを適正な方法で提供する。
- (4) 医薬情報の収集と伝達は的確かつ迅速に行う。
- (5) 関係法規と自主規範を遵守するための社内体制を整備する。

2. 経営トップの責務

会員会社の経営トップは、生命関連企業としての社会からの負託に応えるため、経営トップとしての自覚と責任を持って次の事項を実行する。

- (1) 本コードの精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者への周知徹底と社内体制の整備を行う。
- (2) 本コードの精神に反するような事態が発生したときは、自らの責任において問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努める。

3. 医薬情報担当者の行動基準

医薬情報担当者は医療の一端を担う者としての社会的使命と、企業を代表して医薬情報活動を遂行する立場を十分自覚し、次の事項を誠実に実行する。

- (1) 自社製品の添付文書に関する知識はもとより、その根拠となる医学的、薬学的知識の習得に努め、かつ、それを正しく提供できる能力を養う。
- (2) 企業が定める内容と方法に従ってプロモーションを行う。
- (3) 効能・効果、用法・用量等の情報は、医薬品としての承認を受けた範囲内のものを、有効性と安全性に偏りなく公平に提供する。
- (4) 医薬情報の収集と伝達は的確かつ迅速に行う。
- (5) 他社および他社品を中傷・誹謗しない。
- (6) 医療機関等を訪問する際は、当該医療機関等が定める規律を守り秩序ある行動をする。
- (7) 関係法規と自主規範を遵守し、医薬情報担当者として良識ある行動をする。

4. プロモーション用印刷物および広告等の作成と使用

会員会社が作成するプロモーション用印刷物、専門誌（紙）における広告、医療関係者向けウェブサイト、スライド・VTR等のプロモーション用視聴覚資材およびその他のプロモーション用資材は、医薬情報の重要な提供手段であることを認識し、その作成と使用に当たっては薬事法およびこれに関連する製品情報概要記載要領等の国内医薬品業界の自主諸規範を準用し、記載内容を科学的根拠に基づく正確、公平かつ客観的なものにする。

- (1) 効能・効果、用法・用量等は承認を受けた範囲を逸脱して記載しない。ただし、日本製薬工業協会が定めるガイドラインを参考にして国際学会で学術資材を展示する場合、未承認の医薬品（いずれの国でも未承認の場合を除く）に関しても記載できる。
- (2) 有効性、安全性については、虚偽、誇大な表現または誤解を招く表現を用いない。とくに「副作用が少ない」等安全性を特長のひとつとする場合には、限定条件なしには用いず、その根拠となるデータの要約を付記する。
- (3) 有効性に偏ることなく、副作用等の安全性に関する情報も公平に記載する。
- (4) 他剤との比較は、客観性のあるデータに基づき原則として一般的名称をもって行う。
- (5) 他社および他社品を中傷・誹謗した記載をしない。
- (6) 例外的なデータを取り上げ、それが一般的事実であるかのような印象を与える表現はしない。
- (7) 誤解を招いたり、医薬品としての品位を損なうような写真・イラスト等を用いない。
- (8) 品名のみを主体とする広告では、記載事項は名称（販売名）、薬効分類名（製品タイトル）、規制区分、一般的名称、薬価基準収載の有無とし、併せて当該製品に関する資料請求先を明示する。
- (9) プロモーション用印刷物および広告等は、会員会社内に医療用医薬品製品情報概要管理責任者等を中心とする管理体制を確立し、その審査を経たもののみを使用する。

5. 製造販売後安全管理業務および製造販売後調査等の実施

会員会社は、製造販売後の医薬品の適正な使用方法の確立という目的を正しく認識し、製造販売後安全管理業務および製造販売後調査等は科学的正当性に則り、かつ、関係法規と国内医薬品業界の自主規範を遵守して実施し、販売促進の手段としない。

6. 試用医薬品の提供

試用医薬品は医薬情報提供の一手段であり、医療関係者に当該医薬品の外観的特性を伝え、あるいは品質、有効性、安全性等に関する確認、評価の一助として用いられるものである。したがって、会員会社は試用医薬品の提供に際しては必ず当該医薬品に関する情報を伴い、提供量は必要最小限に留める。

7. 講演会等の実施

会員会社が医療関係者を対象に行う自社医薬品に関する講演会等は、出席者に専門的情報を提供する学術的なものとする。

講演会等の開催場所については目的に適う適切な場所とし、原則、国内で開催する。

講演会等に付随しての飲食や懇親行事、贈呈品を提供する場合には華美にわたらぬようにし、製薬企業の品位を汚さないものとする。

また、講演会等に付随して提供する金銭類の提供は、旅費（交通費・宿泊費）、役割者に対する講演料等の報酬に限定する。

なお、随行者の懇親行事への参加は認めず、旅費も支払わない。

8. 物品の提供

会員会社は、医薬品の適正使用に影響を与えるおそれのある物品や、医薬品の品位を汚すような物品を医療関係者等に提供しない。

9. 金銭類の提供

会員会社は、直接であれ間接であれ、医薬品の適正使用に影響を与えるおそれのある金銭類を医療機関等に提供しない。

10. 医療用医薬品製造販売業公正競争規約との関係

会員会社は、高い倫理的自覚に基づいて、医療用医薬品製造販売業公正競争規約をより積極的かつ厳正に遵守する。

11. 国外におけるプロモーション

(1) 国外における医薬情報の提供

会員会社は、国外の医療関係者に提供する医薬情報について、会員会社の直接提供であれ、代理店等を通じての間接提供であれ、国際的に一貫性のあるものを、当該国の薬事法規及びプロモーションコードに従って提供する。

(2) 国外の子会社

会員会社は、国外における子会社（50%を超える株式または持分を保有）がプロモーションを行うにあたって、当該国に製薬団体のプロモーションコードがある場合にはそのコードを、かかるコードがない場合にはIFPMAコードを遵守させる。

(3) 国外のライセンサーまたは代理店

会員会社は、国外におけるライセンス契約や代理店契約を締結しようとするライセンサーまたは代理店に対し、当該国の製薬団体のプロモーションコードまたはIFPMAコードを

尊重することを要請する。

(4) 国内の医療関係者に対する国外での対応

会員会社は、国外における研究会・講演会等の開催や学会開催時の国内の医療関係者への対応にあたって、本コードを遵守する。

(5) 国外の医療関係者に対する国内での対応

会員会社は、国内における研究会・講演会等に国外の医療関係者を招聘する場合、当該国に製薬団体のプロモーションコードがある場合にはそのコードを、かかるコードがない場合にはIFPMA コードを遵守する。

II. コードの管理

- (1) 本コードの管理は、血協に設置する企業倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）によって行われる。
- (2) 倫理委員会は、会員各社から選出された企業倫理委員で構成し、理事長がこれを委嘱する。
- (3) 倫理委員会は、本コードに関する苦情申立て、コード違反被疑事案に対し、必要な処理について審議を行う。軽微なコード違反事例は倫理委員会で必要な措置を決定し、理事会へ報告すると共に当該違反会員会社へ措置内容を倫理委員会名で通告し改善を求める。それ以外のコード違反事例については理事会へ上申し、理事会の承認を経て総会においてその処分を決定する。そして、理事長は違反した会員会社に対し違反改善のための措置等を含めた処分内容を通告する。

医療用医薬品プロモーションコードの解説

1. 会員会社の責務

会員会社は医薬情報担当者の行動を含め、自社のプロモーションに関する一切の責任を有するものであり、この認識のもとに適正なプロモーションを行う社内体制を確立する。なお、会員会社は、国内における子会社（50%を超える株式を保有）についても本コードを遵守させる。

また、会員会社は、国内において会員会社の医薬品の販売・プロモーションを行う親会社や提携会社等に対しても、本コードを遵守するよう要請する。

(解説)

医薬情報担当者は会社の方針に基づいて行動します。ですから、会社は自社が行うあらゆるプロモーションが、本コードに規定された範囲を逸脱することなく適正に実施されるよう社内体制を整えないと、医薬情報担当者は行動しにくいことになります。

会員会社に医薬情報担当者の行動責任を課しているのは、この体制を問うているからに他なりません。また、自社コードの策定を促しているのも同じ趣旨です。

会員会社は自社のプロモーションに関する一切の責任を負うだけではなく、子会社にも本コードを遵守させること並びに親会社や提携会社等に対しても本コードを遵守するよう要請することが求められます。特に子会社や親会社、提携会社等と共同でプロモーションを実施する場合には、お互いに本コード遵守を確認してから実施することが大切です。

なお、国外の子会社及びライセンスまたは代理店については、第11項で述べています。

(1) 適切な者を医薬情報担当者に任ずるとともに、継続してその教育研修に努める。

(解説)

製薬企業には医薬品の使用に際して必要な品質や有効性、安全性に関するすべての情報を、医療関係者に対して確実かつ継続的に提供、収集、伝達することが求められています。

この責務を担っているのが医薬情報担当者です。この責務については、重要性を日常の活動で実感するところではありますが、周囲からも大きく期待されているものです。そのために1979年には「医薬情報担当者の教育研修要綱」（旧財団法人医薬情報担当者教育センター作成）が定められ今日に至っている訳ですが、平成2～3年度の厚生科学研究として実施された『製薬企業における医薬情報担当者のあり方に関する研究・総括報告書』（以下、『総括報告書』といいます。）にも詳細に述べられています。

本項は、このような重要な役割を担っている医薬情報担当者には適切な者のみを任ずべきであり、絶えざる資質向上には継続した教育研修が必要であるとしたものです。

なお、その後医薬情報担当者のさらなる資質向上のための効果的手段として「MR認定制度」が導入されるに至りました。

医薬情報担当者としてのレベルアップは企業による教育研修や「MR認定制度」だけで得られるも

のだけでなく、本人の自覚、企業の経営理念と販売姿勢があいまって初めて実現するものです。

(2) 医薬情報担当者の非倫理的行為を誘発するような評価・報酬体系はとらない。

(解説)

適正なプロモーション活動を推進するために医薬情報担当者の評価・報酬体系を整備することも製薬企業の責務です。

会社として適正なプロモーション活動を行っていくためには、実際に現場でプロモーション活動を行う医薬情報担当者の姿勢や行動が重要です。医薬情報担当者の評価・報酬体系は、医薬情報担当者の姿勢や行動に大きな影響を及ぼします。

従って、医薬情報担当者の人事評価においては、実績だけでなく法令遵守姿勢やプロモーションコード等の自主規範に則ったプロモーション活動なども反映させるべきです。間違っても、医薬情報担当者の手段を選ばない過剰な販売促進行為や医薬品の適正な使用を歪める恐れがある行為を助長しかねない評価・報酬体系は避けなければなりません。

(3) 効能・効果、用法・用量等の情報は、医薬品としての承認を受けた範囲内のもので、科学的根拠が明らかな最新のデータに基づくものを適正な方法で提供する。

(解説)

医薬品は製造販売承認されてはじめて医薬品といえるわけで、その承認の範囲内にて医薬情報の提供を行うこととなります。

従って、製造販売承認や適応拡大がされるまでプロモーションを行ってはなりません。

しかしながら、医学・薬学の専門家のみならず、一般の人であっても科学上、医学上の進歩について知る権利を奪うものではありません。例をあげれば、以下のようなものを制限するものではありません。

- (1) 医薬品に関する科学的情報の十分かつ適切な交換を行う場合。例えば学会や、専門誌等を通じて研究所見の発表を行う場合。
- (2) 国際学会で、別途定めるガイドラインのもとに未承認の医薬品に関する学術資料を展示する場合。ただ、未承認の医薬品といってもどこかの国では承認されている必要があり、どの国でも未承認の場合は、このような展示は認められません。またこれは例外的に展示を認めたものであり、当該学術資料や関連資料の配布はできません。
- (3) 医師等の求めに応じて研究発表論文の別刷等、既に評価を受けた学術論文を提供する場合。
- (4) 法律、規則に基づき医薬情報を株主等へ開示する場合。

また、医薬情報の提供については『総括報告書』でも、「製品の利点のみを強調し、欠点には触れずに説明することがある」との指摘が多くあること、「データに基づかない根拠のないあいまいな説明をすることがある」こと、「十分な説明もせずにとにかく使ってくださいということがある」こと等の指摘も散見されます。

いずれも医薬情報担当者が採用や使用の促進を願うあまりのことでしょうが、会員会社は医薬情報担当者がそのような行動に走らないように、しっかりしたデータを揃えると同時に、その提供方

法についても責任を持たなければなりません。適正を欠いた情報提供は、医薬情報担当者ばかりでなくその企業の信用に関わることです。

従って、医薬情報を提供するにあたっては科学的根拠の明らかな最新のデータに基づくものを適切な方法で提供することが必要です。

また、医薬品は製造販売後安全管理業務および製造販売後調査等によって、有効性と安全性が常に確かめられていくものです。データは常に最新のものにしておくべきです。

なお、プロモーション上の主張や使用方法の根拠となる科学的なデータは、要求があれば医療関係者に提供しなければなりません。

(4) 医薬情報の収集と伝達は的確かつ迅速に行う。

(解説)

医薬情報の収集とその結果の伝達は極めて重要なことです。製薬企業は、医薬品の適正使用を確立するための法的、倫理的責任を負っています。製薬企業は「製造販売後安全管理の基準に関する省令（GVP省令）」に基づき、安全管理統括部門を設置し、安全管理責任者を置き、製造販売後安全管理業務手順書を整備し、製造販売後安全管理業務を的確かつ迅速に行う必要があります。医薬情報の収集は医薬情報担当者の業務ですが、担当者が「的確かつ迅速に」この業務を推進するためには、安全管理実施責任者の的確な指示が大事です。

また、「製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（GPSP省令）」に基づき、製造販売後調査等管理責任者を置き、製造販売後調査等業務手順書を整備し、製造販売後の調査および試験を的確に実施することも必要です。これらはいずれも企業の重要な責務です。

また、副作用、使用上の注意や警告といった重要情報が漏れなく速やかに医療関係者に伝達されるようにすることは製薬企業としての義務です。

(5) 関係法規と自主規範を遵守するための社内体制を整備する。

(解説)

適正なプロモーションを行うに当たっては、関係法規と自主規範を遵守するための社内体制を整備することが必要となります。

社内体制を整備するというのは必ずしも組織作りである必要はありません。関係部門の方々が定期的集まってチェックするという方法もありますし、経営トップによる遵守方針の表明、実用的なマニュアルの作成、研修体制の構築、法令遵守状況の社内監査等も社内体制の整備になります。

また、社内体制は常に再点検し、整備していくことも必要です。日本製薬工業協会プロモーションコード委員会委員長からの発信文書（平成13年1月24日付け）で示された「プロモーションコード遵守の社内体制整備指針」等を参考にして、社内体制の再点検と整備をしていくことが望まれます。

なお、関係法規としては、薬事法、「製造販売後安全管理の基準に関する省令（GVP省令）」、「製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（GPSP省令）」、独占禁止法、景品表示法、個人情報保護法等があります。

この他、国家公務員倫理法および国家公務員倫理規程では、国家公務員は利害関係者との間で職

務執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為が禁止されています。従って、公務員にとって製薬企業が利害関係者と考えられる場合の公務員への対応にはなお一層の倫理性が求められます。

また、自主規範としては、公正競争規約、『医療用医薬品専門誌（紙）広告作成要領』、『医療用医薬品製品情報概要記載要領』、『医薬情報担当者教育研修要綱』等があげられ、会員会社はこれらについても遵守することが必要です。

2. 経営トップの責務

会員会社の経営トップは、生命関連企業としての社会からの負託に応えるため、経営トップとしての自覚と責任を持って次の事項を実行する。

（解説）

製薬企業の企業倫理の高揚を図り、製薬産業に対する社会的信頼を確立することを目的として日本製薬工業協会においては「製薬協企業行動憲章」が制定され、この中において、「経営トップとしての行動」が明記されています。又、血協においても同様な趣旨から「社団法人日本血液製剤協会企業倫理綱領」を2011年4月に制定しています。

会員会社の経営トップは同じ製薬団体であるという認識のもと、日本製薬工業協会の「製薬協企業行動憲章」で示された精神を踏襲し、「経営トップとしての行動」を医療用医薬品のプロモーションの場面においても率先して実践していく必要があります。

本コードにおいて、「経営トップの責務」の項目を設けたのは、プロモーションコードを遵守していく上で、経営トップの姿勢がきわめて重要であるとの認識に基づいています。

また、会員会社は、経営トップを先頭に医薬情報担当者、関連部署の社員が一体となって、本コードを遵守していくという強い意思表示のためでもあります。

(1) 本コードの精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者への周知徹底と社内体制の整備を行う。

（解説）

医療用医薬品は、生命関連製品であり、その費用が公的保険で賄われています。

また、医療用医薬品の消費者である患者さんは、医療関係者を信頼して最も大切な生命・健康を医療関係者に全面的に委ねざるを得ない立場にあります。従って、患者さんの信頼に応えるため、医療関係者は常に医療知識・技術を磨き、患者さんにとって最善の医療を提供することが求められます。

一方、製薬企業は、医療関係者が患者さんにとって最善の薬物治療を行えるように、適正な医薬情報を適切な手段で的確かつ迅速に提供・収集・伝達する責務があり、医薬品の適正使用を歪めるおそれのある行為は厳に慎まなければなりません。また、医療用医薬品の費用が公的保険で賄われていることから、製薬企業の使用する経費が適性かつ効率的であることを社会は期待しています。

これらのことを踏まえて、会員会社が医療用医薬品のプロモーションを行うに当たって、「当然やらなければならない義務」「自ずと守らなければならない節度」のあり方と行動基準を示したのが、本コードです。

会員会社の経営トップは、これらの本コードの精神の実現における自らの役割の重要性を十分認識し、率先して本コードの周知徹底と社内体制の整備を図る必要があります。

(2) 本コードの精神に反するような事態が発生したときは、自らの責任において問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努める。

(解説)

経営トップの責務は、本コードの精神の実現のための周知徹底と社内体制の整備に留まらず、本コードの精神に反するような事態が発生した時の対応姿勢も重要であるとの認識から、この項目を設けました。

企業倫理が問われた他産業の不祥事の例を見ても、問題が表面化した後の経営トップの対応が社会の非難を増幅させた例が少なくありません。

不幸にして本コードの精神に反するような事態が発生したときも、経営トップは自らの責任において誠実に問題解決にあたり、その原因究明、再発防止に努める必要があります。そのことが、製薬企業に対する社会の信頼をつなぎとめる唯一の方法です。

3. 医薬情報担当者の行動基準

医薬情報担当者は医療の一端を担う者としての社会的使命と、企業を代表して医薬情報活動を遂行する立場を十分自覚し、次の事項を誠実に実行する。

(解説)

『総括報告書』においても、医薬情報担当者は「医療の一端を担う者」として位置付けられています。『総括報告書』や日本RAD-AR協議会（現・くすりの適正使用協議会）のアンケートでは、医療関係者は医薬品に関する情報源として医薬情報担当者をいずれもトップに挙げています。医薬情報担当者は「医療の一端を担う者」としての役割を強く期待されているのです。

1997年3月には製薬協教育研修委員会が「MRの果たすべき役割」を策定しました。その中で、“MRは常に患者さんを念頭に置き、「薬物治療のパートナー」として、医薬品の適正な使用に向け、倫理観に基づいて患者さんと医療現場に役立つ情報の提供・収集・伝達を実践するよう期待されている。”と述べています。

また、医療関係者をはじめ外部の人の製薬企業に対するイメージは、医薬情報担当者のあり方に大きく影響を受けます。医薬情報担当者は常にこのことを自覚しておく必要があります。

更に、「誠実に実行」としていますが、ここに「誠実」という言葉が入っている意味をしっかりと受け止める必要があります。「誠実」とはまじめで真心がこもっているという意味です。ここで医薬情報担当者の行動基準として取り上げた7つの項目は、いずれも医薬情報担当者の使命と立場を自覚すれば当然実施すべきことです。他人が見ていようがいまいが、まじめに真心をこめて実施する必要があります。

(1) 自社製品の添付文書に関する知識はもとより、その根拠となる医学的、薬学的知識の習得に努め、かつ、それを正しく提供できる能力を養う

(解説)

添付文書は医療関係者が医薬品を使用する上での基本情報を記載したもので、その記載事項等については薬事法で定められています。医薬情報担当者にとって自社製品の添付文書に関する知識の習得は必須事項です。添付文書に関する知識をその背景にある医学的、薬学的知識まで深めていけば、知識は更に本物になります。

しかし、知識を得るだけでは医薬情報担当者の職務をまっとうしたことにはなりません。それを正しく医療関係者に提供できなければなりません。『総括報告書』は「正しく」の内容として、科学的根拠に基づいた正確さ、有効性・安全性に偏りのないことを挙げています。

(2) 企業が定める内容と方法に従ってプロモーションを行う。

(解説)

最近ほとんどないと思われませんが、かつては医薬情報担当者が独自で資料をつくり、それをプロモーションに用いていたこともありました。しかし、このようなやりかたは医薬情報の提供のあり方として、必要な情報をどれだけ客観的に網羅しているか問題があります。また、プロモーション資材としては適切さを欠いた資料が、「社内用」と記して外部に出回ることもあります。社内用はあくまで社内用でなければなりません。

医薬情報担当者の創意工夫はおおいにあってしかるべきですが、医薬情報担当者はその創意工夫を会社に提言し、会社の責任において実施するという手順を踏まなければなりません。

(3) 効能・効果、用法・用量等の情報は、医薬品としての承認を受けた範囲内のものを、有効性と安全性に偏りなく公平に提供する。

(解説)

「会員会社の責務」の(3)を医薬情報担当者の行動面から定めたものです。いかに企業が科学的根拠が明らかな最新のデータを用意しても、それを医薬情報担当者が適正に使わなければ意味がない、ということです。

情報提供にあたっては、会社が用意した資料に書かれていない未承認薬や適応拡大前の効果・効能等のプロモーションは行わないということ、資料に書かれていることでも、有効性に関することばかりを強調するのではなく、副作用等の安全性に関する情報も偏りなく公平に提供することが重要です。

なぜなら、医薬情報担当者は、医療関係者が患者さんの状態に適った最善の処方をするために情報を提供するのであり、公的に評価されていない未承認薬や適応拡大前の効能・効果等の情報提供や偏った情報提供は最善の処方決定を妨げるおそれがあるからです。

(4) 医薬情報の収集と伝達は的確かつ迅速に行う。

(解説)

医薬情報担当者が医薬品の採用や使用の促進を願うあまり、不都合な情報や手間のかかる情報収集を後回しにしたら、医薬品の適正使用を歪め、取り返しのつかないことになりかねません。

医薬品の承認に際しての有効性・安全性の情報は、ある限られた条件下のもの（注）であり、製造販売後に多様な条件下や広範に使用されたときに発現する有効性や副作用・感染症の情報としては、必ずしも十分とは言えません。従って、製造販売後の医薬品を継続的に調査・監視していくことが必要です。また、同時に評価・分析された情報が、適切に医療関係者に伝達され、医薬品の適正使用に役立つようにする必要があります。

医薬情報担当者は、この医薬品の特性を十分に理解して、安全管理実施責任者の指示に従い、製造販売後安全管理業務手順書に則り、安全管理情報の収集とその結果に基づく安全確保措置の実施を適正かつ円滑に行う必要があります。

また、製造販売後調査及び試験についても製造販売後調査等管理責任者の指示に従い、製造販売後調査等業務手順書に則り、製造販売後の調査および試験を的確に実施することも必要です。これらはいずれも医薬情報担当者の重要な責務です。

注) ある限られた条件下のもの：

- ① 症例数が限られていること、
- ② 併用薬、合併症、年齢など各種の制限が加えられた患者群での成績であること、
- ③ 投薬期間が長期でないこと、
- ④ 担当する医師が対象疾患の専門医であること。

(5) 他社および他社品を中傷・誹謗しない。

(解説)

この項目を取り上げているのは、生命関連製品である医療用医薬品を取り扱う医薬情報担当者は、良識ある社会人として行動すべきであるということと適正な情報提供・収集・伝達をしなければならないということからです。

自社品の採用や使用促進のために競合他社や競合品を中傷・誹謗する行為は、医薬品や医薬品企業の品位を傷つける行為であり良識ある社会人としての行為ではありません。

他社や他社品に関する情報は、当該企業が正確で多数の情報を有しています。従って、正確な情報提供・収集・伝達を行えるのは当該企業であり、それらの活動は当該企業が責任を持って行う業務です。

他社や他社品に関して断片的な情報しか有していない医薬情報担当者がそれらの行為を行うことは、医療関係者に誤った認識を与えるおそれがあり、最善の処方を妨げるおそれがあります。他社や他社品のネガティブ情報の提供、例えば他社品の副作用に関する記事が掲載された新聞記事をコピーしてバラ撒くのは中傷・誹謗に当たります。また、かつて、プロモーション用印刷物等に記載できない表現を「社内用」と称する資料に盛り込み、「社外秘ですが」と断りながら、「自社品に有利な点を強調した競合品との偏った比較データ」等を医療関係者に紹介する動きがありました。こ

ここでいうような「社内用」資料による情報提供は、他社品の中傷・誹謗にあたるおそれがあります。

(6) 医療機関等を訪問する際は、当該医療機関等が定める規律を守り秩序ある行動をする。

(7) 関係法規と自主規範を遵守し、医薬情報担当者として良識ある行動をする。

(解説)

どちらも、医薬情報担当者に「良識ある行動」の確認を求めたものです。医薬情報担当者の行動如何が、その企業と医薬品に対する信用に大きく影響を与えることは既に強調したところです。製薬協では、大病院におけるMR活動のあり方について、「MR病院業務改善懇談会」を設置して、MR活動に関する問題点の改善を確実にするための検討を行い、報告書をまとめています。

本報告書では「製薬企業は医薬品を通じ、医療に貢献するという社会性・公共性の強い産業である。MRは、このことを認識し、法の遵守はもちろんのこと、社会人としての品位を保ち、高い倫理的自覚と礼儀をわきまえた行動が求められる。また、医療関係者との円滑な人間関係と相互の信頼関係の形成が適正使用情報の授受には不可欠である。」としています。

医薬情報担当者の行動は、生命関連商品である医薬品を扱う立場上、関係する法規や業界自主規範を理解するとともに、これらに立脚した活動が基本になります。

また、国家公務員をはじめとする公務員および「みなし公務員等」は、倫理規程等により、物品の授受及び金銭類の授受が規制されていますので、このことにも配慮する必要があります。

公務員以外でも、所属機関、所属組織で独自に倫理規程を定めている場合がありますので、十分な確認とその内容に配慮した行動が求められます。

なお、医薬情報担当者が情報活動する病院は、医療関係者が診療や研究を行う職場であり、患者さんや病院職員からみて不快に思われるような行動は厳に慎むべきです。医薬情報担当者は訪問者であるというケジメをつけて節度ある行動をする必要があります。

4. プロモーション用印刷物および広告等の作成と使用

会員会社が作成するプロモーション用印刷物、専門誌（紙）における広告、医療関係者向けウェブサイト、スライド・VTR等のプロモーション用視聴覚資材およびその他のプロモーション用資材は、医薬情報の重要な提供手段であることを認識し、その作成と使用に当たっては薬事法およびこれに関連する製品情報概要記載要領等の国内医薬品業界の自主諸規範を準用し、記載内容を科学的根拠に基づく正確、公平かつ客観的なものにする。

(解説)

広告等については法的には薬事法第66条～第68条と『医薬品等適正広告基準』が、医薬品として許容できる広告の範囲とそのあり方を規定しています。これを受けて国内医薬品業界は『医療用医薬品専門誌（紙）広告作成要領』、『医療用医薬品製品情報概要記載要領』などで自主規範を定め、医療用医薬品製品情報概要（以下、製品情報概要といいます）や広告が適正に作成されるようにしています。

繰り返し強調していますように、医薬情報は医薬品の命ともいえるべきものです。そして、製品情報概要や広告は医薬情報提供の有力なツールなのですが、その内容、表現、使用方法は適正を期し、医療関係者に誤った認識を与えないようにしなければなりません。その他のプロモーション用資材

としては標記以外に学会場のポスターや展示パネルおよび電子媒体（CD-ROM、フロッピーディスク、インターネットコンテンツ、電子メールなど）の資材が挙げられます。

なお、医療関係者の求めに応じて提供する医学・薬学文献等は、本項には該当しません。しかし、これらを企業が主体的に医療関係者に配布する場合はプロモーション用資材として本項の対象となります。

また、プロモーション用印刷物や広告などにデータ（図表を含む）を引用する場合には、原著の真意を正確に伝え、歪曲、誇張、不当な強調、削除などによって誤解を招く内容とならないよう留意し、根拠となる出典を明らかにしなければなりません。

郵送宣伝物や専門誌（紙）における広告などのプロモーション用資材は本質的内容を偽るものであってはなりません。なお、本質的内容を偽る（偽装された）プロモーション用資材の例としては医学雑誌等に記事の一部であるかのような形で掲載される広告があげられますので、広告と記事の区別を明確にする必要があります。特に、日本製薬工業協会プロモーションコード委員会委員長からの発信文書（平成14年8月15日付け）で示されたように、承認外の効能・効果、用法・用量の推奨や、副次的作用のみを強調したり他社品を中傷・誹謗するような記事体広告は、厳に慎まなければなりません。

また、卸が作成・配布する「製品のプロモーション用資材」についても、当該企業が適正な資材となるよう卸に協力・指導する必要があります。

インターネットは、本来すべての人がすべての情報に自由にアクセスできるものですが、製薬企業がウェブサイトを通じて医療関係者に製品関連情報を提供する場合は、『医薬品等適正広告基準』との関係で、医療関係者以外の者のアクセスを制限する必要があります。しかし、当該ウェブサイトについて次の条件が満たされる場合は、わが国の法令等に抵触しない範囲（患者や一般の人々を誘引しないという意味です）であれば、とくにパスワード設定の方法によらなくとも、適切な情報提供と認めることとします。

- ① 当該製薬企業名と医療関係者向け情報である旨が明記されており、かつアクセスする者が医療関係者向け情報である旨の確認をしたときのみ当該ウェブサイトにはアクセスできる構造になっていること。
- ② 情報の内容は医療関係者にとって適切なものであること。
- ③ 各企業の医療関係者向けウェブサイトから社外のウェブサイトへリンクを張るときは、その内容、リンク先等が医療関係者にとって適切であり、そのリンク先の所有者（作成者）が明白に認識できるものであること。

2007年1月発効のIFPMAコードでも、「6. 視聴覚資材を含む電子媒体資材」でウェブサイトに関して遵守されなければならない事項として同様の考えが述べられています。

また、医療関係者向けウェブサイトで提供するコンテンツの作成に関しては、他の印刷物と同様に本コードや自主規範を遵守する必要があります。

本項の周辺部分について若干触れておきます。

医療用医薬品については医療関係者以外の一般の人々を対象に製品情報概要を配布したり、広告したりしないことになっています（医薬品等適正広告基準）。したがって、品名入りカレンダー・ポスターなどは、医療関係者以外の一般の人々の目にふれることがないように配布先に十分注意しなければなりません。

(1) 効能・効果、用法・用量等は承認を受けた範囲を逸脱して記載しない。ただし、日本製薬工業協会が定めるガイドラインを参考にして国際学会で学術資材を展示する場合、未承認の医薬品（いずれの国でも未承認の場合を除く）に関しても記載できる。

(解説)

医薬品は承認を受けた範囲内においてのみ「医薬品」を名乗ることを許されているものですから、それを逸脱した記載など本来ありえない筈です。

しかし現実には、その範囲を逸脱しないまでも、誇張した表現や、言いにくいことは小さい字で表現するなどバランスを欠いたものもあるようです。これらは誤認のもとです。

そこでまず本項で基本的な事項として逸脱した表現を規制し、(2)以下の項で具体的な表現方法や留意点の代表的なものを規定しています。

また、承認に準ずる重要な事項である警告、禁忌を含む使用上の注意事項（投与対象、投与方法、副作用、相互作用など）と製品情報概要の記載内容との整合性がとれていることが必要であり、製品情報概要記載要領を準用して記載することが重要です。

なお、日本製薬工業協会が定める「未承認医薬品の学術資材の展示に関するガイドライン」を参考にして国際学会で学術資材を展示する場合、未承認の医薬品に関しても記載できるものとしました。ただ、未承認の医薬品といってもどこかの国では承認されている必要があり、どの国でも未承認の場合は、このような記載は認められません。またこれは例外的に展示を認めたものであり、当該学術資材や関連資料の配布はできません。なお、医師等の求めに応じて研究発表論文の別刷等、既に評価を受けた学術論文を提供することは、この限りではありません。

(2) 有効性、安全性については、虚偽、誇大な表現または誤解を招く表現を用いない。とくに「副作用が少ない」等安全性を特長のひとつとする場合には、限定条件なしには用いず、その根拠となるデータの要約を付記する。

(解説)

(1)で規定していることの具体的な留意点のひとつです。有効性や安全性を保証したり、最大級またはこれに類するような表現で強調したりすることは適切ではありません。とくに、安全性の表現には細心の注意を払う必要があり、ただ単に「安全性が高い」「副作用が少ない」「悪影響がない」など抽象的な表現のみを特長にしたり、キャッチフレーズにすることはあってはなりません。

なお、記載する場合は、精密かつ客観的なデータに基づき「副作用の発現率は12.3%」など具体的な表現とともに根拠となるデータの要約が必要です。

また、動物実験の結果を記載する場合には動物種を、in vitro試験の結果を記載する場合にはその旨を明確にすることが必要です。なお、これらの結果より人体への使用の有効性や安全性を保証するような表現をしてはなりません。

(3) 有効性に偏ることなく、副作用等の安全性に関する情報も公平に記載する。

(解説)

本項も留意点のひとつです。有効性情報と副作用等の安全性情報が製品情報概要全体や広告全体としてバランスのとれたものとなるよう、その記載に留意しなければなりません。たとえば、スペースに制限のある広告においても情報の公平を期すために「警告、禁忌を含む使用上の注意」の記載も、有効性等と同じ程度に目立つように見やすい文字で公平に記載する必要があります。

(4) 他剤との比較は、客観性のあるデータに基づき原則として一般的名称をもって行う。

(解説)

医療関係者にとって、新しい医薬品が従来から用いて来た医薬品に比べ、どこがどのように違うかを知ることは、使用薬剤を決める上で非常に大切なことです。したがって、製品情報概要記載要領等の自主諸規範を準用し、誤解を与えそうな曖昧な表現は避け、科学的根拠に基づく正確なデータにより紹介することが肝要です。

他剤との比較を記載する場合の対照医薬品名は原則として一般的名称を用いることになっています。

しかしながら、自社品との比較を行った場合とか対照医薬品の提供会社等の同意が得られた場合など、銘柄名にて記載することがあります。そのために原則としてということにしました。

また、文献の引用にあたって他社データを引用する場合は、当該企業の同意を得る必要があります。

なお、対照医薬品の提供を他社から受けて実施された臨床試験成績の使用に際しては、製薬協の「対照薬の提供および譲受に関する申し合わせ」による当該企業間の契約条件に十分留意しなければなりません。(平成17年10月以前の契約とそれ以降の契約で条件が異なりますのでご注意ください。)

(5) 他社および他社品を中傷・誹謗した記載をしない。

(解説)

会員会社は、製品情報概要記載要領を準用し、中傷・誹謗ととられないよう十分配慮して、製品情報概要等を作成する必要があります。

客観性のあるデータに基づいて比較を行うことは前項で述べていますが、製品情報概要記載要領で記載の仕方を示しているように、製品情報概要等のプロモーション用印刷物といえども、事実であれば全て記載して良いということではありません。

「自社品に有利な点を強調した競合品との偏った比較データ」を記載すれば、中傷・誹謗にあたるおそれがあります。

また、プロモーション用資材やプロモーション活動において、虚偽の価格情報または誤解を招く価格比較など不適切な情報を提供することも中傷・誹謗にあたるおそれがあります。

なお、臨床成績や動物実験等の非臨床成績などの紹介には、十分注意が払われていますが、注意を

忘れがちな部分として、「開発の経緯」「相互作用の解説」等があります。

「開発の経緯」では、開発目的として、既存薬を改善した薬剤を開発と記載する場合があります。このような場合、既存薬の弱点を強調しすぎると中傷・誹謗ととられかねませんので、記載にあたっては表現を工夫する必要があります。

また、「相互作用の解説」で併用のデータを紹介するとき、AUC（血中濃度—時間曲線下面積）や血中濃度について併用薬剤を中心に記載すると、これも中傷・誹謗ととられかねませんので、注意する必要があります。

(6) 例外的なデータを取り上げ、それが一般的事実であるかのような印象を与える表現はしない。

(解説)

このことも医薬情報が科学的、客観的、公平でなければならないことのひとつです。自社の製品にとってたまたま都合のよいデータを取り上げ、一般的事実であるかのような表現をすることは避ける必要があります。特に、著効例の1例報告や著効例のみをまとめた症例集は、避けなければなりません。

(7) 誤解を招いたり、医薬品としての品位を損なうような写真・イラスト等を用いない。

(解説)

写真やイラストのように視覚に訴えるものは、見る人に暗示的影響を与えたり、誤解を招きやすいものです。写真やイラストが医薬情報の正しい理解を妨げるものであってはなりません。

また、医薬品には医薬品としての社会的イメージがあります。そのイメージを高めることは製薬企業に携わる者の責務です。写真やイラストを用いる場合も注意を引くことのみを気をとられ、医薬品としてのイメージを損なうようなことがあってはなりません。また、意味が不明の「語呂合わせ」も好ましくありません。

なお、ここでいう「等」は図表、キャッチフレーズ、語句、略号をいいます。

(8) 品名のみを主体とする広告では、記載事項は名称（販売名）、薬効分類名（製品タイトル）、規制区分、一般的名称、薬価基準収載の有無とし、併せて当該製品に関する資料請求先を明示する。

(解説)

欧米諸国にはリマインダーといって、品名を思い起こさせるのが目的の印刷物がありますが、わが国ではこの種のものにも必ず医薬情報を付けることになっています。この例外として、専門誌に掲載する品名広告があります。この場合、スペースの関係で十分な情報を盛り込めない場合がありますので、情報に偏りのないよう記載できる事項を定め、資料請求先を明記することにしました。

従って、有効性情報（キャッチコピー、効能・効果、用法・用量等）と併せて安全性情報（警告、禁忌を含む使用上の注意等）も記載しないこととしました。

ここでいう製品タイトルとは、製剤上や薬効上の特性を表現するものをいい、添付文書でいう薬効分類名を指します。例えば、血漿分画製剤などです。従って、製品タイトルとしては添付文書の薬効分類名以外のことは原則として記載できません。また、有効性情報は記載しないこととしていますので、製品タイトルは製品名と併記すべきであり、製品名から切り離し有効性のキャッチコピーのように用いるべきではありません。

なお、品名入りボールペンなどは力点が広告でなく物にあると考えられますので、「8. 物品提供」の項で、判断してください。

(9) プロモーション用印刷物および広告等は、会員会社内に医療用医薬品製品情報概要管理責任者等を中心とする管理体制を確立し、その審査を経たもののみを使用する。

(解説)

医療用医薬品製品情報概要および専門誌（紙）の広告については、医療用医薬品製品情報概要管理責任者（注）を中心とした社内管理体制が確立していますが、その他のプロモーション用資材についても、それが適正に作成され、使用されるよう管理する体制を設ける必要があります。というのも、これらの資材は一度外部に出たら「その会社のもの」と見なされるからです。

(注) 「医療用医薬品製品情報概要管理責任者」は、十分な知識および適切な科学的または医療関係の資格を有する者で会社が指名した者とする。なお、科学的なアドバイスが受けられるという前提で、上級職者がこの任に当たることもできる。

5. 製造販売後安全管理業務および製造販売後調査等の実施

会員会社は、製造販売後の医薬品の適正な使用方法の確立という目的を正しく認識し、製造販売後安全管理業務および製造販売後調査等は科学的正当性に則り、かつ、関係法規と国内医薬品業界の自主規範を遵守して実施し、販売促進の手段としない。

(解説)

製造販売後安全管理業務の的確な実施は、製造販売業者として許可されるための重要な要件です。製造販売後安全管理業務には、安全確保業務や市販直後調査等があります。このうち安全確保業務については「安全管理情報の収集、検討及びその結果に基づく必要な措置に関する業務」とGVP省令に定義されています。

また、製造販売後調査等とは「医薬品の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集、検出、確認又は検証のために行う使用成績調査（特定使用成績調査を含む）又は製造販売後臨床試験」とGPSP省令に定義されています。

上に見るように、製造販売後安全管理業務および製造販売後調査等は医薬品の本質に関わる重要性を有しているものでありますので、製造販売後医薬品の使用実態（服薬状況、他の医薬品との相互作用、投与期間等）や、状況の変化（医療技術の進歩、評価尺度等の変化、新しい病態、病像、病原菌の変化等）に対応した、より有効かつ安全な使用方法を常に追及することは、製薬企業にとってまさに社会的使命である、といわなければなりません。

このような製造販売後安全管理業務および製造販売後調査等が、科学的正当性に則ったものでな

ければならないことはいうまでもありません。それを、仮にも販売促進の隠蓑に用いることは、医薬品の本質部分を自らの手で損ない、医薬品と製薬企業に対する著しい信頼の低下を招くことになります。

製造販売後安全管理業務および製造販売後調査等が販売促進の偽装と疑われる、あるいは誤認されるようなことのないよう、GVP省令、GPSP省令等の関係法規と公正競争規約の遵守が絶対必要です。

6. 試用医薬品の提供

試用医薬品は医薬情報提供の一手段であり、医療関係者に当該医薬品の外観的特性を伝え、あるいは品質、有効性、安全性等に関する確認、評価の一助として用いられるものである。したがって、会員会社は試用医薬品の提供に際しては必ず当該医薬品に関する情報を伴い、提供量は必要最小限に留める。

(解説)

試用医薬品には臨床試用医薬品と製剤見本がありますが、公正競争規約では「臨床試用医薬品とは医師が当該医療用医薬品の使用に先立って、品質、有効性、安全性、製剤的特性等について確認、評価するために臨床試用することを目的とするもの、製剤見本とは医療担当者が当該医療用医薬品の使用に先立って、外観的特性を確認することを目的とするもの」と定義し、その無償提供を認めています。言い換えれば、試用医薬品はこの限りにおいてのみ提供が許されているものなのです。

保険請求が不可になったと言っても、試用医薬品に取引誘引性がなくなった訳ではありません。

試用医薬品の提供にあたっては必ず当該医薬品の情報を付し、公正競争規約の定める範囲内であっても、必要最小限に留めることが試用医薬品本来の目的に則した使い方です。試用医薬品管理責任者は試用医薬品の提供状況を常にチェックし、その運用管理に細心の注意を払うことが肝要です。

7. 講演会等の実施

会員会社が医療関係者を対象に行う自社医薬品に関する講演会等は、出席者に専門的情報を提供する学術的なものとする。

講演会等の開催場所については目的に適う適切な場所とし、原則、国内で開催する。

講演会等に付随しての飲食や懇親行事、贈呈品を提供する場合には華美にわたらぬようにし、製薬企業の品位を汚さないものとする。

また、講演会等に付随して提供する金銭類の提供は、旅費（交通費・宿泊費）、役割者に対する講演料等の報酬に限定する。

なお、随行者の懇親行事への参加は認めず、旅費も支払わない。

(解説)

製薬企業が医療関係者を対象に行う自社医薬品に関する講演会等は、多くの医療関係者に対して、専門的・学術的な最新の情報を均一に効率よく提供し、その場で情報交換も行うことを目的としています。講演会等は、医薬情報担当者による情報提供と並んで重要な情報提供手段です。

講演会等に付随する懇親会等の行事は、講演会等の本来の目的が見失われぬよう、また第三者から不自然と思われぬよう、控え目な内容とすべきです。

公正競争規約は講演会等の開催が不当な取引誘引手段となることを防止するという観点から規制し、本コードは折角の情報提供の場を接待まがいにするのは、製薬企業のあり方として本末転倒であるという観点からここに取り上げているものです。

医療関係者の主催する講演会等になんらかの形で関与する場合も、それが、誤解を招くことのないように、会員会社は節度を持って接すべきです。

なお、IFPMAコードでは講演会等に関しては、「7. 医療関係者との交流」で規定されています。その主な内容は以下のようなものです。

- 適切な開催場所：全てのイベントは、その科学的または教育的目標あるいは当該イベントまたは会議の目的に適う適切な場所で開催されなければならない。企業は、有名な、または過度に費用のかかる開催場所の使用を避けるべきである。
- 他国への移動を伴うイベント：いかなる企業も、他国での医療関係者向けイベントを開催または後援できない。但し、交通の便宜または安全面から見て、他国で当該イベントを開催することが適切で妥当である場合は、この限りではない。従って、多くの国からの参加が見込まれる国際的な学術会議やシンポジウムは妥当と認められる。
- 企業による後援：医療関係者への後援は、交通費、食費、宿泊費および登録費に限定される。
 - ・イベント参加に医療関係者が費やした時間に対する報酬は支払われない。
 - ・個々の医療関係者に対する後援は、医薬品の処方、推奨あるいは使用促進の義務を条件としてはならない。
- 演者および司会者への支払い：適切な謝礼の支払い、交通費および宿泊費を含む相応の実費負担分の精算は、イベント開催時の当該企業との契約書に基づき、演者または司会者としての役割を誠実に果たした医療関係者に提供することができる。
- 随行者：企業は、招待した医療関係者の随行者に関連する費用を支払ってはならない。
- 接待の制限：接待は、イベントの主目的に付随する飲食に制限し、次の場合にのみに提供されるべきである。
 - ・イベントの参加者に提供することとし、随行者は対象としない。
 - ・当該国の基準から見て、適度な、および妥当な価格と判断されること。
- 娯楽：加盟企業は、イベントと関係のない娯楽、その他のレジャーまたは社交活動を提供したり、またはその費用を支払ってはならない。イベントにおいて提供できる娯楽は、飲食に伴う控えめなものに限る。

IFPMAコードでは上記の「有名な」「過度に費用のかかる」および「適度な」「控えめな」「妥当な」という用語の意味に関する文書によるガイダンスを定めることを推奨しています。本コードでは「医療用医薬品プロモーションコード用語の解説」でその考え方を示します。

また、公正競争規約でも講演会等の開催にあたっての遵守事項が細かく規定されています。従って、講演会等の実施にあたっては、公正競争規約の遵守はもちろん、公正競争規約では違反とならない行為であっても製薬企業としての倫理的自覚に従って、より厳正な態度でその妥当性を判断することが必要です。

8. 物品の提供

会員会社は、医薬品の適正使用に影響を与えるおそれのある物品や、医薬品の品位を汚すような物品を医療関係者等に提供しない。

(解説)

公正競争規約では、製造販売業者が、医療機関等に対し、医療用医薬品の取引を不当に誘引する手段として、景品類（顧客を誘引するための手段として、取引に付随して相手方に提供する物品、金銭等）を提供してはならない、と定めています。つまり、物品、金銭等の提供をすべて制限しているのではなく、取引を不当に誘引する手段として、景品類としての物品、金銭等を提供することを制限しています。

本コードでは、物品の提供が公正競争規約で規制されるかどうかにかかわらず、製薬企業としてふさわしい物品の提供とは何かという観点から「物品の提供」の項目を設けました。とは言え、景品類として分類される物品の提供は公正競争規約を遵守していることが大前提であり、規約に違反すれば処罰の対象になります。

一方、中元・歳暮等の社会的儀礼として物品が提供される場合、これらの物品の提供は、本来景品類に当たらず、社会的にも認められています。が、華美・過大であったり、社会的儀礼に名を借りた提供や販促の手段として行われる提供は、製薬企業としてふさわしい物品の提供とは言えません。物品は景品類・非景品類にかかわらず広告宣伝の媒体として社名や製品名を入れてしばしば利用されますが、その場合は関連法規や自主規範に基づいて表示することが必要です。すなわち、医療用医薬品の情報提供の資材とは明確に区別し、また医療関係者以外の一般人への広告と誤解されないよう注意する必要があります。このことに関しては、平成6年4月1日付け流通適正化委員会委員長発信文書で、「医療用医薬品の名前がみだりに一般消費者の目に触れることは好ましくない、MRが着用する名札や手提げ袋には製品名を入れない」旨が示されています。

なお、IFPMAコードでは、物品の提供に関しては、「7. 医療関係者との交流」の「7.6贈り物および医療に役立つ物品」で規定されています。提供できる物品を、プロモーション用補助物品、医療に役立つ物品、文化的儀礼的な贈り物に分類し、解説しています。

プロモーション用補助物品：それが廉価であり、医療活動に関連する場合に限り、医療関係者および適切な管理スタッフに提供できる。

医療に役立つ物品：控えめな価格であり、医療サービスの提供および患者のケアに有用である場合は、医療に役立つ物品を無償で提供できる。

文化的儀礼的な贈り物：各国の法律および慣習により認められる場合は、医療活動に関連しない手頃な価格の贈り物を、重要な、国民的または文化的、宗教上の祝日に、頻繁にならない程度で医療関係者に提供できる。

一方、「医療関係者個人の利益になる贈り物（音楽CD、DVD、スポーツまたは娯楽用チケット、電気製品を含む。ただし、必ずしもこれらに限定されない）を医療関係者に提供、または申し入れをしてはならない。」としています。

IFPMAコードは、上記の「廉価」「控えめな価格」「手頃な価格」について明確な価格に関するガイダンスを現地通貨で定めなければならないとしています。また、重要な、国民的または文化的、

宗教上の祝日やイベントについても明確に定義しなければならないとしています。本コードでは「医療用医薬品プロモーションコード用語の解説」でこれらについての考え方を示します。

公正競争規約においても、上記のようなプロモーション用補助物品、医療に役立つ物品の提供要件を定めています。また、イベントに際して提供する物品（中元、歳暮等）は社会的儀礼行為として認めています。具体的な範囲や価格は定めず、その内容、程度は華美、過大にわたらない範囲としています。物品の提供にあたっては、公正競争規約の遵守はもちろん、公正競争規約では違反とならない物品の提供であっても製薬企業としての倫理的自覚に従って、より厳正な態度でその妥当性を判断することが必要です。

特に、国家公務員をはじめとする公務員および“みなし公務員”は、倫理規程等により、物品の授受が規制されていますので、このことも配慮する必要があります。また、公務員以外でも所属機関、所属組織で物品授受に関する倫理規程を定めている場合がありますので、十分な確認が必要です。

9. 金銭類の提供

会員会社は、直接であれ間接であれ、医薬品の適正使用に影響を与えるおそれのある金銭類を医療機関等に提供しない。

(解説)

この項の趣旨は「物品の提供」の項の趣旨と同じです。物品は通常、特定の個人を想定していますが、金銭類は組織としての受入れも行われますから、公正競争規約の定義に従い医療機関等とし、医療関係者等の個人と組織の両方を含ませました。

製薬企業と医療機関等との金銭類の授受は、正当なものであっても、社会や患者さんからの疑惑や不信を招きやすく、疑惑や不信は医療関係者と患者さんの信頼関係に悪影響を及ぼし、製薬企業への信頼を損ねるおそれがあります。患者さんの医療関係者や製薬企業への信頼は、医薬品が適正に使用されるための大前提であるだけに、金銭類の提供にあたっては、信頼を損ねることのないように十分配慮する必要があります。

医療関係者等の個人への金銭類の提供について、IFPMAコードでは「現金またはそれに準ずるもの（商品券等）を医療関係者に提供してはならない。」としています。この考え方は、IFPMAコードの「2. 一般原則」の中で述べられている「医療関係者の処方行為に不適切な影響を与える方法または条件で、いかなるものも提供、または申し入れをしてはならない」に拠るものです。

我国において、社会的儀礼行為として医療関係者個人へ慶弔金を提供することがありますが、本コードでは、国民的、文化的、宗教上の理由から提供する妥当な弔慰金は、医療関係者の処方行為や適正使用に影響を与えるおそれのある金銭類の提供には該当しないと考えます。一方、お祝い金はその解釈や範囲が特定しにくく、社会から誤解を招きやすいので会員会社はこのようなものは提供しないことにします。妥当な弔慰金の範囲や額については「医療用医薬品プロモーションコード用語の解説」でその考え方を示します。

また、WHOの倫理基準では「医療従事者に処方上の影響を及ぼすためになされる金銭的または物質恩恵の形によるプロモーションを、医療従事者は求めたり、供与されてはならない。」として、医療関係者がこのような金銭や物品の供与を受けることを禁じています。

この他、金銭類の提供に関しては、製薬企業が医療関係者等にコンサルタント業務を委託し、報酬を支払う場合がありますが、医療関係者等への金銭支払いを正当化する目的で、名目だけのコンサルタント業務を委託することがあってはなりません。コンサルタント業務を委託するにあたっては以下の項目を遵守する必要があります。

- ①業務を委託する前に、コンサルタント業務の目的および正当な必要性が明確に特定されていること
- ②コンサルタントの選定基準が特定された目的に合致しており、選定の責任者は必要な専門的知識を有する者であること
- ③コンサルタントの人数は目的を達成するために妥当と判断される必要数を上回らないこと
- ④業務内容や報酬に関する契約を書面により交わすこと
- ⑤コンサルタント業務に関する記録を保存し、その業務結果を適切に活用していること
- ⑥コンサルタントの雇用が特定の医薬品の処方誘引のものではないこと

なお、国家公務員をはじめとする公務員および“みなし公務員”は、職務規程や倫理規程等により、コンサルタント業務の受託や金銭類の授受が規制されています。

公務員以外でも、所属機関、所属組織で、職務規程や倫理規程等により、コンサルタント業務の受託や金銭類の授受が規制されている場合がありますので、十分な確認が必要です。

10. 医療用医薬品製造販売業公正競争規約との関係

会員会社は、高い倫理的自覚に基づいて、医療用医薬品製造販売業公正競争規約をより積極的かつ厳正に遵守する。

(解説)

公正競争規約は不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に基づき、公正な競争秩序を確保することを目的に、公正取引委員会の認定を受けて業界が自主的に設定したルールです。言い換えれば、公正競争規約は業界が自主的に設定したルールではあるものの、いわば法的裏づけを持ったものです。

一方、本コードは、製薬企業に求められているプロモーションのあり方と行動基準を示し、それを実行することにより社会の期待に応えることを目的とした業界の自主ルールです。当然、製薬企業に求められているプロモーションには、公正競争規約を遵守することが含まれています。公正競争規約と本コードの関係を取り上げたのは、会員会社は単に公正競争規約を遵守するという姿勢にとどまらずに、公正競争規約に照らせば違反とされない行為や明確に線引きされていない行為であっても、製薬企業としての倫理的自覚に従って、より厳正な態度でその妥当性を見直してもらうことを意図したためです。

医薬品はその真価を直接目に見ることができない生命関連製品です。それだけに医薬品に対する社会の信頼の向上と維持は、製薬企業の日々のたゆみない努力によってのみ培われるものです。10年かかって築いた信頼も企業の心ない行為によって一夜にして崩壊します。医薬品に対する社会の信頼は製薬企業の存立基盤であることを、会員会社は常に念頭に置いてプロモーションに携わることが肝要です。

11. 国外におけるプロモーション

(1) 国外における医薬情報の提供

会員会社は、国外の医療関係者に提供する医薬情報について、会員会社の直接提供であれ、代理店等を通じての間接提供であれ、国際的に一貫性のあるものを、当該国の薬事法規及びプロモーションコードに従って提供する。

(解説)

国外におけるプロモーション活動は、当該国の薬事法規やプロモーションコードに従って行う必要があります。

会員会社は、それらの法規制や自主規範から逸脱しない範囲において、効能・効果、用法・用量、禁忌、警告、使用上の注意及び副作用に関して、可能な限り国際的に一貫性のある均質な情報を提供すべきです。特に、医薬品の安全性に関する情報は、適切かつ一貫性を持って提供・伝達することが求められます。

このことは、会員会社による直接提供の場合だけでなく、代理店等を通じての間接提供の場合においても同様です。

なお、IFPMAコードでは「発展途上国の医療関係者も、先進国で提供されているものと同様な情報に接することが出来るべきである」としています。

また、重篤かつ未知の副作用等、安全性に関わる重要な情報は、当該国の規制当局へ優先的に報告しなければなりません。

(2) 国外の子会社 会員会社は、国外における子会社（50%を超える株式または持分を保有）がプロモーションを行うにあたっては、当該国に製薬団体のプロモーションコードがある場合にはそのコードを、かかるコードがない場合には IFPMA コードを遵守させる。

(3) 国外のライセンシーまたは代理店 会員会社は、国外におけるライセンス契約や代理店契約を締結しようとするライセンシーまたは代理店に対し、当該国の製薬団体のプロモーションコードまたは IFPMA コードを尊重することを要請する。

(解説)

会員会社は、国外の子会社（50%を超える株式または持分保有）やライセンシー、代理店に対して、プロモーション活動を行う場合は、当該国の製薬団体が定めるプロモーションコードを遵守させたり、尊重するよう要請する必要があります。

また、当該国にプロモーションコードがない場合には、IFPMAコードを遵守させたり、尊重するよう要請する必要があります。

遵守を要請するにあたっては、ライセンス契約または代理店契約のなかに契約上明記するか、事前に別途書面にて行うことが望まれます。

本項は、国外の子会社、ライセンシーや代理店の行為自体を本コードによって規定するものではなく、会員会社自身の行為を規定するとともに、会員会社の子会社に対する監督責任を明確にしたものです。

(4) 国内の医療関係者に対する国外での対応

会員会社は、国外における研究会・講演会等の開催や学会開催時の国内の医療関係者への対応にあたって、本コードを遵守する。

(解説)

会員会社は、国外において国内の医療関係者へ物品、金銭類や飲食等の提供を実施する場合にも、本コードを遵守する必要があります。

日本製薬工業協会プロモーションコード委員会委員長から発信された文書（平成15年2月18日付け）でも示されたように、海外の学会等における国内の医療関係者への対応は、製薬企業としての倫理的自覚に従った節度ある対応とすることが求められます。

(5) 国外の医療関係者に対する国内での対応

会員会社は、国内における研究会・講演会等に国外の医療関係者を招聘する場合、当該国に製薬団体のプロモーションコードがある場合にはそのコードを、かかるコードがない場合にはIFPMAコードを遵守する。

(解説)

会員会社は、国外の医療関係者を国内に招聘して、物品、金銭類や飲食等の提供を行う場合、当該国の関係法規やプロモーションコードを遵守して対応する必要があります。

また、不正競争防止法では、外国公務員等に対する不正な利益の供与等が禁止されていますので、国外の公務員等への対応には特にこのことも留意する必要があります。

第三編 用語の定義および解説

医薬品の適正使用

医薬品の適正使用については、厚生省薬務局長の諮問機関である「21世紀の医薬品のあり方に関する懇談会」の最終報告（平成5年5月）で次のように述べています。「医薬品の適正使用とは、まず、的確な診断に基づき患者の状態にかなった最適の薬剤、剤形と適切な用法・用量が決定され、これに基づき調剤されること、次いで、患者に薬剤についての説明が十分理解され、正確に使用された後、その効果や副作用が評価され、処方にフィードバックされるという一連のサイクルと言えよう。こうした適正使用が確保されるためには、医薬品に関する情報が医療関係者や患者に適切に提供され、十分理解されることが必須の条件である。医薬品は情報と一体となってはじめてその目的が達成できるからである。」

医薬品は適正な使用を誤れば効能発揮はおろか危険でさえあります。適正な使用は医薬品にとって本質的なものなのです。しかし、医薬品を実際に使用するのは医療関係者ですから、製薬企業は適正使用に資するために、正しい医薬情報を医療関係者に的確に提供し、副作用等に関する情報を速やかに収集し、その評価・分析結果を迅速に医療関係者に伝達する、という一連の基本動作を確実にこなわなければなりません。偏った情報により医療関係者に誤った認識を与えたり、公正競争規約を逸脱する行為によって、不当に自社品の使用促進を図るようなことは、医薬品の不適正な使用につながるものといわざるを得ません。

自社コード

製薬企業は医薬品という生命関連製品の生産と供給に携わるものとして、高い倫理的自覚を求められます。製薬企業には、守るべきことは自らの倫理観に基づいて自発的に守る、という態度が求められているのです。この自発的態度を明らかにするのが「自社コード」です。自社コードには、本コードの精神に加えて会員会社独自の経営理念を盛り込んだり、独自の項目の設定や本コードを更に具体化した基準の設定などのことが考えられますが、大切なことはそれが「自社のプロモーション基本指針」という性格を持っているということです。

IFPMA

(International Federation of Pharmaceutical Manufacturers & Associations)

IFPMA（国際製薬団体連合会：スイス・ジュネーブ）は1968年に設立された、世界約60カ国の先進国、発展途上国の業界団体および研究指向型の世界的な製薬企業が加盟する非営利、非政府組織です。日本製薬工業協会は、IFPMAの主要メンバーの一員として活動しています。

IFPMA は、医療関係者に対する医薬品の倫理的なプロモーションおよび加盟企業と医療関係者との交流についての基準である IFPMA 医薬品マーケティングコードを設定しています。IFPMA は、IFPMA 加盟協会、加盟企業ならびに加盟協会に属する企業すべてに、この IFPMA コードを遵守することを要請しています。

IFPMA医薬品マーケティングコード

(IFPMA Code of Pharmaceutical Marketing Practices)

IFPMA医薬品マーケティングコード（IFPMAコード）は1981年に制定され、その後数回の改定が加えられ、現在のコードは2006年に承認されたものです。当コードは、世界保健機関（WHO）の「医薬品のプロモーションに関する倫理基準」、世界医師会、国際看護師協会および国際薬剤師連盟が定めた各倫理コードの役割を認識し、加盟企業と医療関係者との交流を適切なものとし、また、適切なものと判断されるよう、医療関係者に対して行われる医薬品の倫理的なプロモーションの基準を設定することを目的としています。

IFPMAでは、加盟協会の会員企業（例えば日本製薬工業協会の会員企業）と直接加盟する企業はIFPMAコードで設定された倫理基準に従うこととし、加盟協会に対し、各国の法規制に従った上で、各国の要求事項を満たしながらもIFPMAコードと一貫性があり、かつ、包括的なコードを採用することを求めています。

加盟協会の会員企業は、加盟している協会に国内コードがある場合はそれらに直接従うとしています。一方、国内コードまたは適切な法規制がない、もしくは国内コードはあるがそれを制定した協会に加盟していない場合は、IFPMAコードが加盟企業の活動の標準コードとしての機能を果たし、IFPMAコードの運用手順が適用されるとしています。

WHO

(World Health Organization)

世界保健機関（ジュネーブ）1946年設立。国連専門機関のひとつで保健衛生分野を担当し、全世界の人々に高い水準の健康をもたらすことを目標としています。世界約190カ国が加盟しており、毎年開催される世界保健総会、執行理事会及び事務局で構成されています。日本は1951年より加盟しています。

医薬品のプロモーションに関するWHO倫理基準

(Ethical Criteria for Medical Drug Promotion)

1988年の総会において加盟167カ国の全会一致で採択

WHO倫理基準の主たる目的は「医薬品の合理的使用を通じて、医療を改善することを支援し、奨励することである」とされ、「倫理基準」は「医薬品のプロモーションに関する適切な行動の基本原則を構築」し、「プロモーションが倫理的に容認され得る水準に達しているかを判断する助けになるもの」とされています。

この倫理基準は一般用医薬品にも適用され、更に政府、医療職員、患者や消費者団体、教育機関、大衆もこの基準を使用するよう奨励されています。（WHO倫理基準より）

医薬情報担当者

（財）医薬情報担当者教育センターは「医薬情報担当者とは、企業を代表し、医療用医薬品の適正な使用と普及を目的として、医薬関係者に面談の上、医薬品の品質・有効性・安全性などに関する情報の提供・収集・伝達を主な業務として行う者をいう」と定義しています。

本コードもこの定義に従います。そして、医薬情報担当者の役割の重要性から、その行動基準を本

コードで決めました。

なお、GVP省令第2条4においては「医薬情報担当者とは、医薬品の適正な使用に資するために、医療関係者を訪問すること等により安全管理情報を収集し、提供することを主な業務として行う者をいう」と定義されています。

医療関係者

一般的に、医療行為に携わる人は「医療関係者」「医療担当者」などと呼ばれています。

医療法等では「医療関係者」、公正競争規約では「医療担当者」、IFPMAコードでは「healthcare professional」という用語を用いています。

ちなみに、医療法では「医療関係者」を「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手」という意味で用いています。

本コードでも「医療関係者」を、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、衛生検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、栄養士、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）等を指すことにします。

なお、IFPMAコードにおいては、healthcare professionalを、「医学、歯学、薬学、または看護の全ての専門家、または職務上、医薬品を処方、推奨、購入、供給、または投与することがある全ての者を意味する」としています。本コードでいう医療関係者とほぼ同じ意味で用いているようです。

医療担当者

公正競争規約運用基準では、医療担当者を「医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、その他の医療担当者の総称」と定義しています。

医薬関係者

薬事法や医薬品等適正広告基準でいう「医薬関係者」は、医療関係者より広い意味で用いているようです。

「医療用医薬品専門誌（紙）広告作成要領Q & A」では「医薬関係者とは、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療担当者の他、特約店（卸）社員、医学部・薬学部学生等が含まれます」と解説しています。

プロモーション

WHO倫理基準はプロモーションを「製造業や流通業によるすべての情報提供活動や説得活動を意味する。そして医薬品の処方、供給、購買、あるいは使用を勧誘（induce）する効果を持つものである」としています。

「使用を勧誘（induce）する」の意味は、「説得して使用してもらおう」という意味です。医薬品は使用の勧誘はできても、その本質から需要を創造することはできません。何故なら、需要者はそれを治療上必要とする患者だけであり、販売促進によって患者を創造することはできないからです。また、その使用の勧誘も正しい医薬情報の提供によってのみ許されるものです。何故ならば、医薬

品は正しい情報を伴わなければ「医薬品」として機能し得ないからです。すなわち、正しい医薬情報を提供することにより医療関係者に薬剤に関する正確な理解をしてもらわないと患者の状態にかなった最適の処方とはなり得ないのです。偏った情報提供により医療関係者に誤った認識を与えたり、金品等の提供により不当に自社の使用促進を図る行為は患者の状態にかなった最適の処方を妨げるおそれがあり、適正な普及活動とはいえません。

WHO倫理基準でいうプロモーションは医薬品の本質に立脚しているのです。

本コードにおけるプロモーションも上述の意味で用いますが、これを「販売促進」とせず、「プロモーション」としているのは、上に述べた「医薬品の本質に由来する」固有の意味を持たせているからです。

WHO倫理基準には「すべての情報」という言葉がありますが、これも同基準の制定趣旨である「医薬品の合理的使用」に照らせば、副作用等の情報も含まれるのは当然です。

プロモーションにおいては副作用等の情報もありのままにお知らせし、それを納得した上で使用して頂くことが適正使用につながります。そのようにして使用の万全を期すほうが、結局はその医薬品と企業の信頼性を高めることになります。

WHO倫理基準はプロモーションと副作用等の情報収集の関係を明記していませんが、副作用情報の収集は、結果の分析・評価を経て伝達につながる一連の動作であることから、本コードではプロモーションを「製薬企業が医療関係者に医薬情報を提供・収集・伝達し、それらに基づき医薬品の適正な使用と普及を図ること」という意味で用いることにします。

なお、IFPMAコードではプロモーションを「インターネットを含むあらゆる媒体を介して、医薬品の処方、推奨、供給、投与または消費を促進するために、医療関係者を対象に加盟企業が実施、企画または後援するあらゆる活動を意味する」と定義した上で、倫理的なプロモーションのあり方と基準を示しています。

医薬情報

医薬情報担当者と医療関係者の間に交わされる情報は、一般的な情報と医薬情報に分けられます。一般的な情報は、社会人・企業人としての良識に属する問題になります。

医薬情報は、当然ながら、すべて医学・薬学等の科学の領域に属しなければなりません。

医薬品は承認を受けた範囲内においてのみ医薬品を名乗ることが許されているものですから、プロモーションに用いる効能・効果、用法・用量等の説明が承認範囲を逸脱することは、本来あり得ないことです。

なお、医療関係者から新適応症取得用のデータなど、医薬品の承認範囲外のことについて聞かれる場合もあります。この種の情報提供を妨げる理由は何もありません。大切なことは、この種の情報をプロモーションに用いることはできない、ということです。

医薬情報の提供に際しては、医療関係者に誤った認識を与えないよう、科学的根拠に基づく正確性、公平性、客観性が強く要請されていることを、常に念頭に置いておくことが肝要です。

コード

辞書には「法律や慣例を集大成したもの」という意味が記されています。しかし、本コードでは「会員会社が承認し、相互に遵守を誓ったプロモーションの行動基準を成文化したもの」という意

味に用います。

講演会等

IFPMAコードでは、イベントを「企業が開催または後援し、医療関係者が出席する全てのシンポジウム、会議およびその他のプロモーション会合、学会会合または専門家会合」としています。本コードでいう講演会等は、これに該当します。

IFPMAコードでは、これら全ての開催地に関して「有名な、または過度に費用のかかる開催場所の使用を避けるべきである」としています。

本コードでは、「有名な開催場所」とは、「一般の人がその地名を聞いた時、会合等をする場所というよりは、観光や保養を強く思い浮かべるほど観光や保養で知られている場所」と解釈します。また、「過度に費用のかかる開催場所」とは、「一般の人がその地名および場所を聞いた時、会合開催場所としては贅沢だと感じる場所」と解釈します。

IFPMAコードでは、イベントに付随する飲食の提供については、「当該国の基準から見て、適度な、および妥当な価格と判断される」場合のみ提供できるとしています。

本コードでは、「適度な、および妥当な価格」とは、「受け手の医療関係者が通常自前で負担している金額の範囲内で、一般の人がその金額を聞いた時、極端に高いと感じない金額」と解釈します。

また、IFPMAコードでは、イベントにおいて提供できる娯楽は「飲食に伴う控えめなものに限る」としています。

本コードでは、「控えめな」とは、「食事が主で娯楽は従と一般の人が感じる程度。食事をしながら談笑するのに妨げにならない程度」と解釈します。

物品

IFPMAコードでは、

- ① プロモーション用補助物品：プロモーション用補助物品またはリマインダー物品は、それが「廉価」であり、医療活動に関連する場合に限り、医療関係者および適切な管理スタッフに提供できる。
- ② 医療に役立つ物品：「控えめな価格」であり、医療サービスの提供および患者のケアに有用である場合は、医療に役立つ物品を無償で提供できる。
- ③ 文化的儀礼的な贈り物：各国の法律および慣習により認められる場合は、医療活動に関連しない「手頃な価格」の贈り物を、「重要な、国民的または文化的、宗教上の祝日」に、頻繁にならない程度で医療関係者に提供できる。

としています。

本コードでは

- ①の「廉価」とは、「公正競争規約の少額適正物品で示されている3千円程度まで」
- ②の「控えめな価格」については、医療に役立つ物品と定義されていることから公正競争規約で規定する内容・価格を大前提とし、自社医薬品に関連しない物品については「患者さんや一般の人が見ても控えめと感じる価格であり、3～5千円程度まで」
- ③の「重要な、国民的または文化的、宗教上の祝日」については、「盆・暮や正月」が考えられ、

これに伴う贈り物として中元・歳暮や年賀が該当する。その他の「文化的儀礼的な贈り物」として、「広く社会一般に行われる慶弔に伴う贈り物」がある。

「手頃な価格」については、「一般に個人で負担しても苦にならない価格であり、3～5千円程度を目安とする」が、「慶弔にともなう贈り物の価格」については、「内容・種類により異なるので一律には示せないが、その内容・種類から見て一般の人が疑念を抱かない程度の価格」と解釈します。

弔慰金

本コードでいう弔慰金は葬儀時の香典を想定しています。医療関係者の処方行為や適正使用に影響を与えるおそれのない香典の妥当な額については通常1万円程度と考えます。

第四編 運用および管理

- (1) 血協コードの改廃は、血協理事会にて決定する。
- (2) 血協コードの管理は、血協に設置する企業倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)によって行われる。
- (3) 倫理委員会は、会員各社から選出された企業倫理委員で構成し、理事長がこれを委嘱する。
- (4) 倫理委員会は、血協コードに関する苦情申立て、コード違反被疑事案に対し、必要な処理について審議を行う。軽微なコード違反事例は倫理委員会で必要な措置を決定し、理事会へ報告すると共に当該違反会員会社へ措置内容を倫理委員会名で通告し改善を求める。それ以外のコード違反事例については理事会へ上申し、理事会の承認を経て総会においてその処分を決定する。そして、理事長は違反した会員会社に対し違反改善のための措置等を含めた処分内容を通告する。

附則

- (1) 血協コードは平成26年7月11日の理事会で制定され、同日より実施する。
- (2) 血協医療用医薬品プロモーションコード、同コードの解説及び同コード用語の解説（以上、平成23年制定）は、血協コード・オブ・プラクティスの実施と同時に廃止する。